移動入浴事業の実施に関する手引き

１　サービスの内容

身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、家庭において自力または家族の介助だけでは入浴することができない身体障害者に対し、移動入浴車で浴槽を提供して入浴及び洗髪を行います。

サービスは刈谷市が指定した移動入浴提供事業所が実施します。

２　対象者

下記のいずれかに該当する人

（１）身体障害者手帳所持者であって、身体障害者手帳１級及び２級に該当する者

（２）その他市長が必要と認める者

３　利用者に対する支給決定の手続き

原則として支給の申請は、本人または主たる介護者が市役所に来庁して行っていただきます。申請にあたっては本人または主たる介護者に対して障害の程度や生活状況等を聞き取らしていただき、その内容を勘案して支給決定及び受給者証の交付をします。

　　支給決定を受けた利用者は本市から指定を受けた事業者と契約を行い、事業者が利用者からの要請に応じて、受給者証を確認した上でサービスの提供を行います。

４　実施にあたっての注意事項

　（１）介護保険サービスの訪問介護によって移動入浴と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、介護保険サービスを利用してください。介護保険サービスの限度額を超える場合などであっても、介護保険サービスの訪問入浴介護を補足・代替するための利用はできません。

　（２）同居の家族または障害福祉サービス（居宅介護）等のヘルパー利用（支給対象となる場合）による介助をすることで、入浴できる場合は利用対象外となります。

（３）サービスの提供に用いられる設備､器具その他の用品の使用に際しては､安全及び清潔の保持に留意し､特に利用者の身体に接触する設備､器具その他の用品については､サービスの提供ごとに消毒したものを使用してください｡

　（４）次の事項に留意し、サービスを提供することとします。

ア　特殊浴槽を､家屋内の入浴に適した場所に設置し､利用者の体温､血圧､脈拍を計測し､その他健康状態に十分留意の上で実施するものとします｡

イ　入浴に際しては､その都度家族の承諾を得るものとします。

ウ　入浴に際しては､必要に応じて事前に医師の承諾を得るものとします｡また､利用者の健康状態が良くない場合には､入浴を中止し､その旨を市に報告するものとします｡

エ　入浴に使用する温水は､移動入浴車に積載する温水を用いるものとします｡

オ　入浴に使用した温水は､利用者世帯の排水溝に排水するものとします｡

５　利用者負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 負担上限額（月額） |
| 生活保護世帯の人 | ０円 |
| 市民税非課税世帯の人 | ０円 |
| 世帯員の市民税所得割額の合計が２８万円未満の居宅で生活する１８歳未満の人 | ４,６００円 |
| 本人及び配偶者の市民税所得割額の合計が１６万円未満の居宅で生活する１８歳以上の人 | ９,３００円 |
| 上記以外の人 | ３７,２００円 |

６　 報酬単価

　　　１回　１３，９８０円